

令和6年度

災害復旧工事を円滑に進めるための 入札契約制度等の取り組みについて

(1) 入札制度等の取り組みについて

令和7年 1月29日



近畿中国森林管理局のホームページに 「能登半島地震・奥能登豪雨」に関する情報を掲載

トップ画面



「能登半島地震・奥能登豪雨」に関する情報

箇所別の情報



近畿中国森林管理局のホームページに 署等別の発注見通しを随時更新

入札情報

公売・入札情報等

署別の情報

公共工事発注見通し

公共工事等の入札及び契約情報の公表

トップ画面

一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信

入札情報

公売・入札情報等

トップ画面

近畿中国森林管理局

文字サイズ 標準 大きく

キーワードから探す Google 検索

森林管理局へようこそ 報道・広報 森林管理局の仕事 公売・入札情報等 リンク集

ホーム > 申請・お問い合わせ > 公売・入札情報 > 入札情報

入札情報

公共工事の入札及び契約の適正化を図る取組について

- > [入札契約の適正化に係る措置](#)
- > [発注者の適正化に係る措置](#)

一般競争入札一覧

企画競争・公募情報一覧

企画競争・公募情報の結果

入札制度及び公告中の案件に関する質問及び回答

- > [入札制度に関する質問及び回答](#)
- > [公告中の案件に関する質問及び回答](#)

各種様式・約款

契約約款・入札者注意書等

森林土木工事等に関する事項 **new!**

造林・素材生産事業等に関する事項 **new!**

入札及び契約関係の情報

- > [公共工事等の決仕要項](#)
- > [自治体等が実施する決仕要項](#)
- > [個別の入札及び契約に関する事項](#)

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特別措置等について

公共調達適正化に基づく公表

- 競争入札に係る公表（公共工事、物品発注等契約）
- 随時契約に係る公表（公共工事、物品発注等契約）

落札者等の公示

国有林材の公開システム販売に関する「お知らせメール」の配信について

一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信について

近畿中国森林管理局

文字サイズ 標準 大きく

キーワードから探す Google 検索

森林管理局へようこそ 報道・広報 森林管理局の仕事 公売・入札情報等 リンク集

ホーム > 申請・お問い合わせ > 公売・入札情報 > 入札情報 > 一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信について

一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信について

日頃から、近畿中国森林管理局における請負事業の実施にあたり、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、近畿中国森林管理局では、**治山工事・林道工事・造林事業・素材生産事業・立木販売**における一般競争入札の実施に当たり、より多くの事業者の皆様に参加いただけるよう、入札公告がなされた旨のお知らせを直接事業者の皆様へ配信しています。

また、その他役務（**公共労務費調査業務、一般定期健康診断・モニタリング調査業務、ETCカード利用業務**）及び**物品の購入**においても、試行的に「お知らせメール」を配信することとしました。

配信の申込は随時受け付けておりますので、これらの一般競争入札に関するお知らせの配信を希望される方は、別紙「**配信申込書**」に所要事項を記載のうえ、下記アドレスにメール送信いただきますようお願い申し上げます。

なお、配信されるメールの内容は、「〇〇森林管理署の〇〇事業に係る入札情報が局ホームページに公表されましたのでお知らせします。」となりますので、詳細は局ホームページでご確認下さい。なお、事業者の皆様が所在する府県以外の当局管内の入札情報も配信されますのでご了承願います。

当局において登録が完了した事業者の皆様には、局ホームページに公表した入札公告を「**kc_bid@maff.go.jp**」のアドレスから上記内容で配信します。

「お知らせメール」は配信専用となっておりますので、変更等がある場合は再度、別紙「**配信申込書**」により申し込みください。

記

配信申込書送信先 **kc_bid@maff.go.jp**

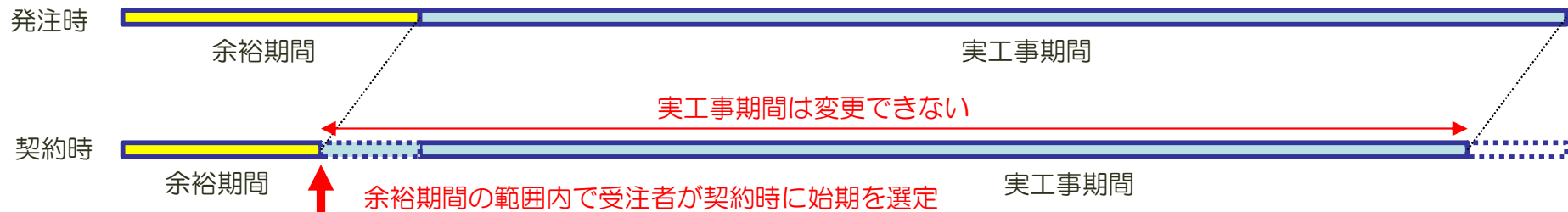
余裕期間制度の積極的活用(1/2)

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえて適切に設定のうえ、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行のため、工期に制約があるものを除き、下記の余裕期間制度を活用。

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者が予め指定

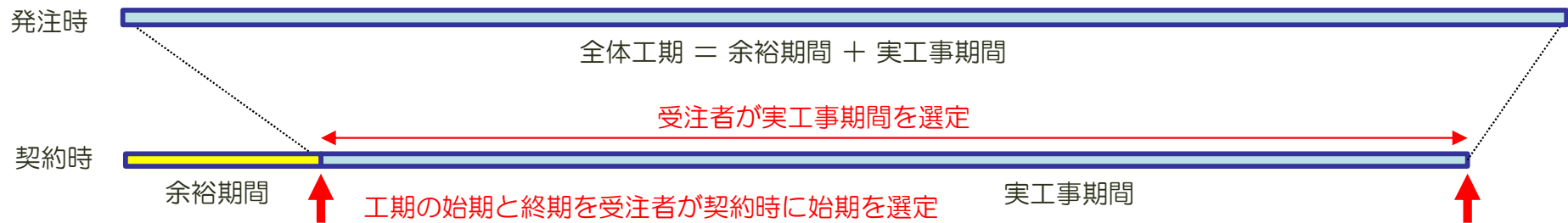


②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を余裕期間内で選択



余裕期間制度の積極的活用(2/2)

③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択



1. 余裕期間の長さ

工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲

2. 技術者の配置

(1) 余裕期間：技術者の配置は必要なし

現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場への搬入は不可)

(2) 実工事期間：技術者の配置が必要であり、準備・後片付けに係る期間を含む



施工箇所が点在する工事の諸経費関係

施工箇所が点在する工事について、施工箇所が1 km以上離れている場合は、箇所毎に間接工事費(共通仮設費、現場管理費)を算出。



- 直近の施工箇所が1 km以上離れている場合は、別箇所として積算。

- 間接工事費の積算

共通仮設費：A地区(対象額) × 共通仮設費率 + B地区(対象額) × 共通仮設費率

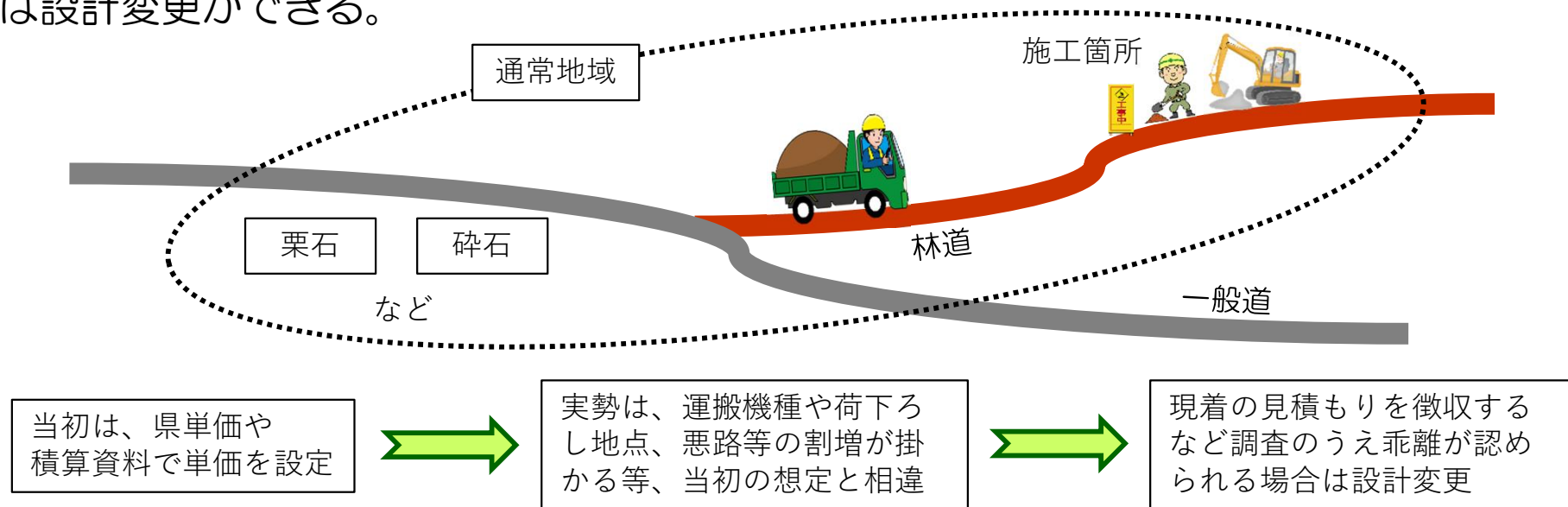
現場管理費：A地区(純工事費) × 現場管理費率 + B地区(純工事費) × 現場管理費率

一般管理費：(A地区(工事原価) + B地区(工事原価)) × 一般管理費率



地域内からの建設資材調達に係る設計変更

通常地域内から調達する砕石や建設資材の購入、輸送費など調達に要する費用が、当初設定していた調達条件と実行段階での調達条件の相違により、実勢単価に乖離が認められる場合は設計変更ができる。

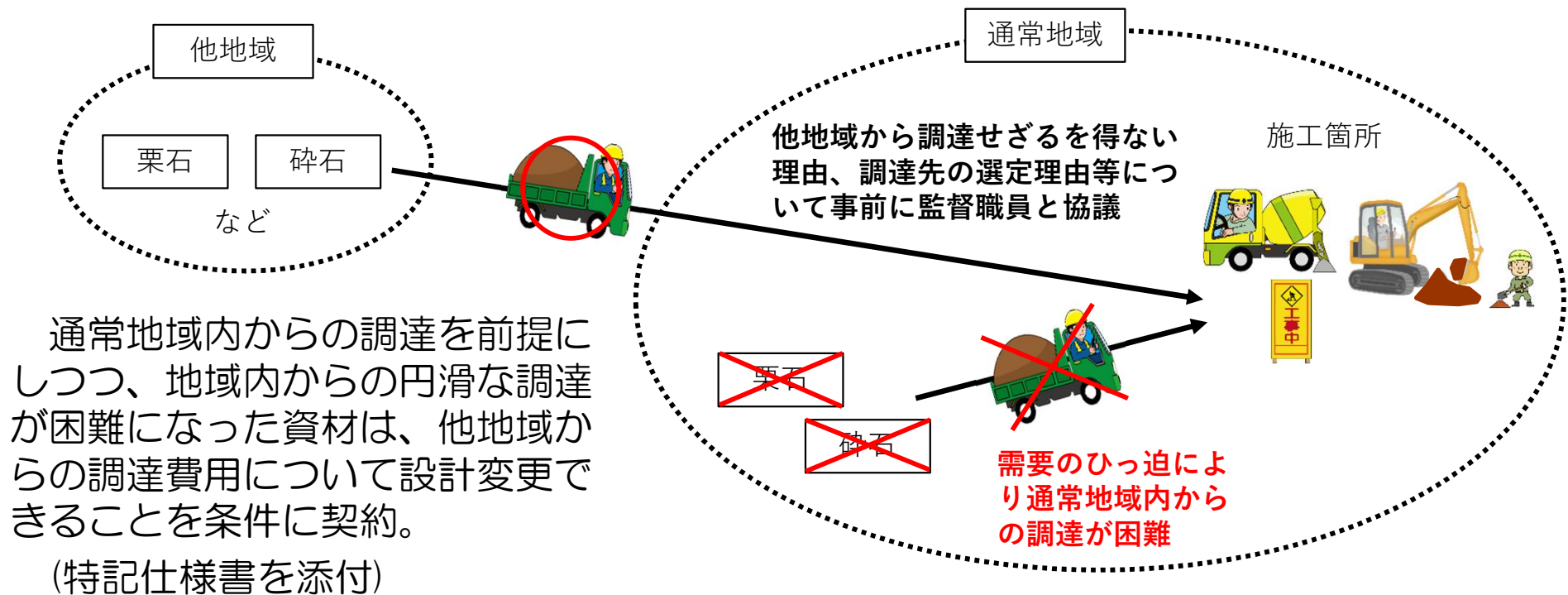


なお、調達条件の相違とは異なり、資材不足や需要の集中などによる当該価格自体の高騰にあっては、単品スライド条項を適切に活用。



遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等資材の供給不足が生じ、不足分を他地域から調達せざるを得ない場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更ができる。



地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

工事箇所近隣だけでは労働者を確保できず、遠隔地(工事箇所から直線30km以上)からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分について設計変更ができる。

実質変更対象費の具体的項目

【共通仮設費のうち営繕費】

- 借上費：現場事務所、労働者宿舎、材料保管庫等の敷地借上に要した地代及び貸しビル、マンション、民家等を長期借上した場合に要した費用
- 宿泊費：労働者が宿泊した場合に要した費用(食事代は除く)
- 労働者送迎費：労働者を当該現場に送迎輸送するために要した費用

【現場管理費のうち労務管理費】

- 募集及び集散に要する費用
- 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

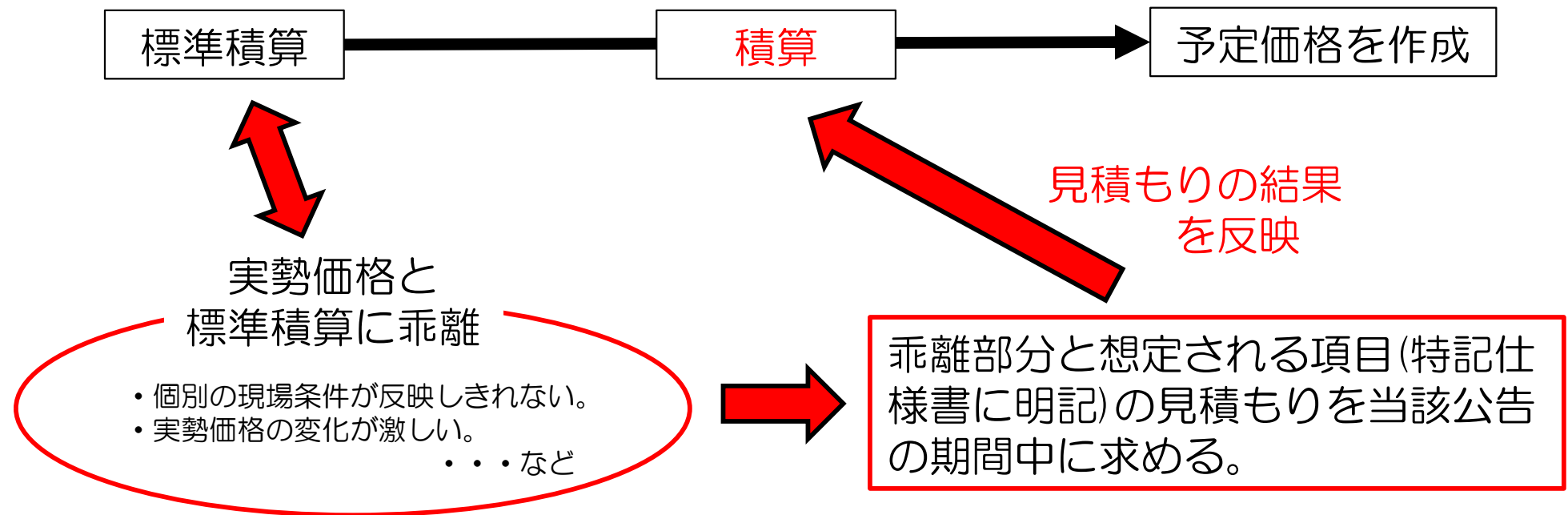
確認方法については、実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類を監督職員に月毎にとりまとめて提出。(項目毎に整理した集計表(所定の様式にて提出)や各種領収書、契約書や調書の写し、損料等に係る計算書等)

なお、宿泊費は国家公務員等の旅費に関する法律に定める宿泊料が上限であったり、損料単価は森林整備保全事業建設機械経費積算要領により算出した額を参考とするなどとなりますので協議時に確認して下さい。



見積もりを活用する積算方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落となった工事、若しくはその恐れがある工事において、公告期間中に直接工事費及び共通仮設費の一部について当該工事の入札参加者より見積もりの提出を求め、予定価格作成の参考とする積算方式を活用。



森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について

森林土木工事は現場条件が厳しいため、設計から施工段階において、生産性の向上や工期短縮等に資する施工性の高い工種・工法の適用を促進。

具体的には、車両（特殊車両を含む。）による運搬が可能な規格の構造物で、設計強度等の当該施設の設置目的（要求性能等）が満たされる場合については、原則、生産性の向上が見込めるプレキャスト工法等（※）を採用することとする。

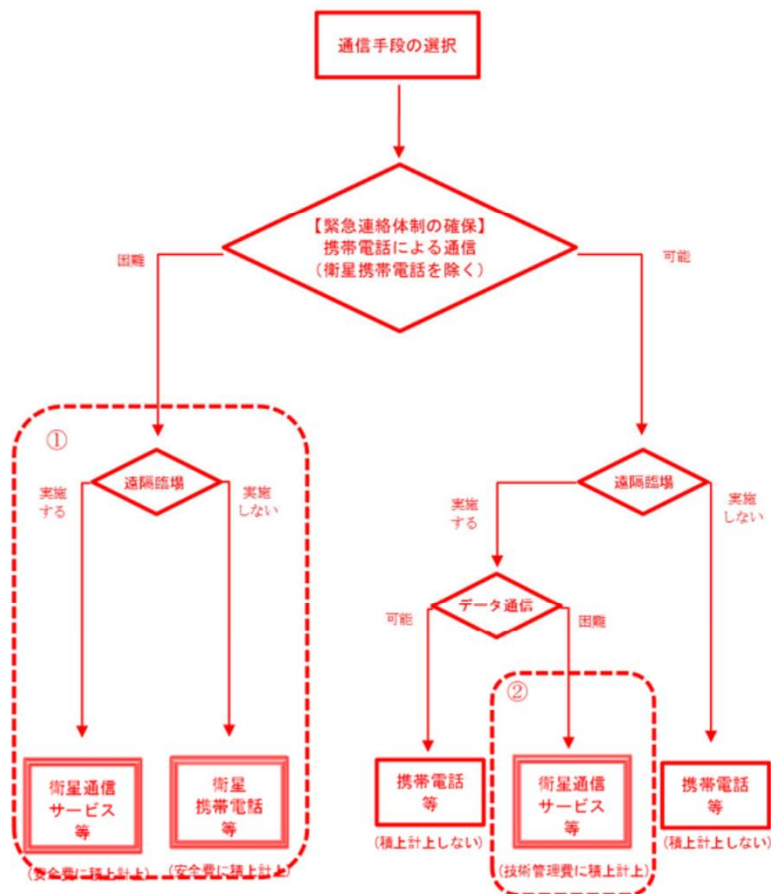
※プレキャスト工法等組立が容易でありユニット化された木製品、鉄鋼製品及び施工性の高いプレキャストコンクリート製品などの工場において製作された二次製品（以下、「プレキャスト製品等」という。）を用いる工法

※適用に当たっては、従来工法と比べて生産性の向上が期待できることや、安定的かつ適切に機能を発揮できること等、確認することとしている。



通信環境の整備について

- 情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算について追加。



(1) 適用範囲

ア ①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要な通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

イ ②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

(2) 積算方法（積算例）

※ 建設機械損料算定表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用
 基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上
 (14) 換算供用1日当たり損料率×基礎価格で算出可能
 $134円 \times 現場供用日数 = 通信機器等の費用として積み上げ計上$

(3) その他

工事現場等における遠隔臨場の試行について（R3.3.8付け2林整計第605号計画課長通知）の「5. 機器等に係る費用の積算(2)表1-1」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

	(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持修理 費率	年間管理 費率	残存率	換算供用1日当たり 損料	
	73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円



主任技術者及び現場代理人の配置について

○主任技術者の専任にかかる取り扱い

建設業法施行令第27条第2項においては、同条第1項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- ・施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度
- ・同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は原則3件まで

○現場代理人の配置要件緩和について

国有林野事業工事請負契約約款第10条3項に、現場代理人の常駐義務を緩和する旨が規定
現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には常駐を要しない

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて発注者との連絡体制を確保した場合
- (2) (1) 以外で以下を満たすこと
 - 工事の規模・内容に応じた安全管理・工程管理等の工事現場の運営、取締り等に支障をきたさないこと
 - 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること
- (3) 兼任する工事件数は原則3件まで、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度の範囲内で発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう体制がとれること

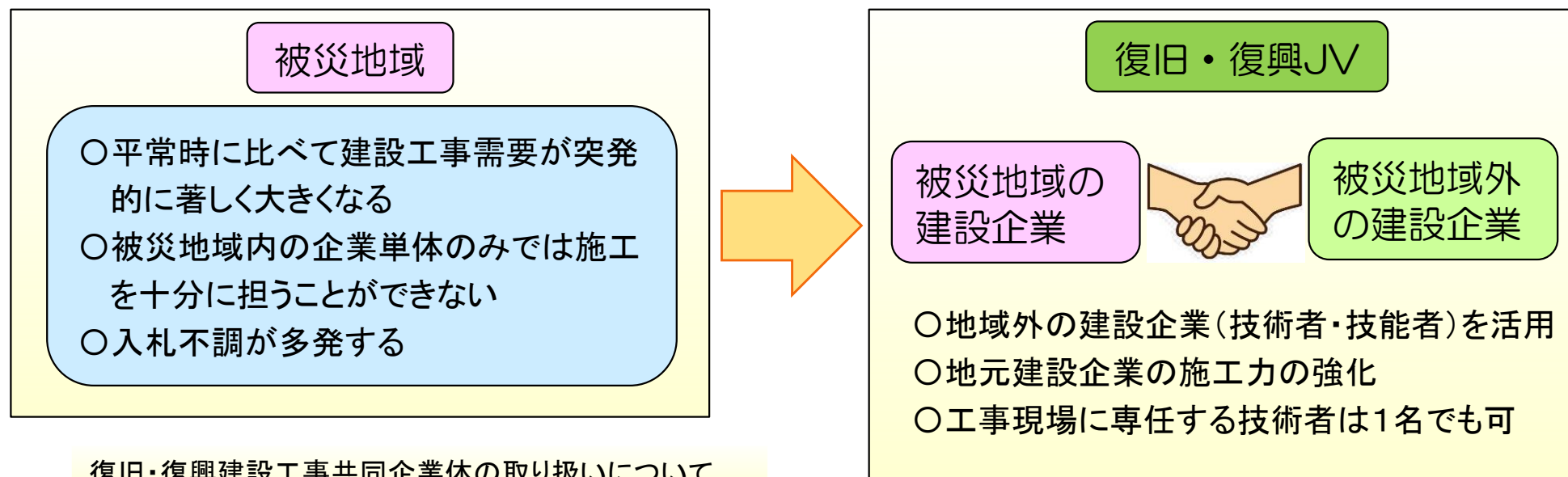
※災害復旧工事であることから通信手段の活用・工事個所までの最新のアクセス状況等により緩和を判断



復旧・復興建設工事共同企業体（復旧・復興JV）について

復旧・復興建設工事共同事業（復旧・復興JV）の活用

○大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、地域に精通している被災地域の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することで、広域的な観点から必要な施工体制を確保



復旧・復興建設工事共同企業体の取り扱いについて

- ① 対象工事: 近畿中国森林管理局が発注する復旧・復興工事（災害復旧を含む）で復旧・復興JVが競争参加できる工事
- ② 構成員: 構成員の数は2又は3社、同程度の施工能力を有する者の組合せ、被災地域の地元建設企業を1社以上含む
- ③ 代表者要件: 被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者
- ④ 登録: 単体企業としての登録及び他の共同企業体の構成員となることは可能

